様式第１号（交付要綱第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金  交付申請書  令和　　年　　月　　日  福岡県水素グリーン成長戦略会議  会長　佐藤　直樹　　殿  申請者　　住　所  企業名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞  　福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。 | | |
| 水素供給設備の概要 | 名　称 |  |
| 住　所 |  |
| 交付申請額  ※計算シート及び営業日・営業時間等報告書で算定 | 円 | |
| この施設の運用に関連して受ける本補助金以外の補助金の有無 | 有　・　無 | |
| 「有」を選択した場合その名称 | |

※添付書類：交付額計算シート

営業時間延長報告書

登記簿謄本又は現在(履歴)事項全部証明書の写し（発効から３ヶ月以内の物）

役員一覧（氏名、ﾌﾘｶﾞﾅ、生年月日、性別の記載があるもの）

誓約書

様式第２号（交付要綱第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金  変更交付申請書  令和　　年　　月　　日  福岡県水素グリーン成長戦略会議  会長　佐藤　直樹　　殿  申請者　　住　所  企業名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞  年　　月　　日付で交付決定の通知を受けた福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金を下記のとおり変更したいので、申請します。 | |
| 補助変更  申請額 |  |
| 変更内容 |  |
| 変更理由  （注）具体的に記載すること |  |

※添付書類は、様式第１号に準じて変更部分について作成すること。

様式第３号（交付要綱第８条関係）

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議

会　長　　佐藤　直樹　　　　㊞

福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金

交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付で交付申請のあった事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和　　年　　月　　日をもって申請のあった福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付申請書の記載のとおりとする。

２　補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額　　金　　　　　　　円

３　補助を受ける者は、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。

様式第４号（交付要綱第８条関係）

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議

会　長　　佐藤　直樹　　　　㊞

福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金

変更交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付で変更交付申請のあった事業の補助金については、令和　　年　　月　　日付で交付決定した内容を、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和　　年　　月　　日をもって変更交付申請のあった福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金変更交付申請書の記載のとおりとする。

２　変更後の補助金の額は次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　　 変更前補助金の額　金　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　 変更後補助金の額　金　　　　　　　円

　増 　 減 　額　金　　　　　　　円

３　補助を受ける者は、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。

様式第５号（交付要綱第８条関係）

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議

会　長　　佐藤　直樹

福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金

不交付通知書

令和　　年　　月　　日付で交付申請のあった事業の補助金については、下記の理由により不交付となりましたので、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　補助事業名　　　福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金

２　不交付の理由

様式第６号（交付要綱第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金  事業中止申請書  令和　　年　　月　　日  福岡県水素グリーン成長戦略会議  会長　佐藤　直樹　　殿  申請者　　住　所  企業名  代表者名  　令和　　年　　月　　日付で交付決定通知のあった補助事業を下記の理由により中止したいので、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。 | |
| 中止の理由 |  |

様式第７号（交付要綱第13条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金  事業実績報告書 兼 補助金交付請求書  令和　　年　　月　　日  福岡県水素グリーン成長戦略会議  会長　佐藤　直樹　　殿  申請者　　住　所  企業名  代表者名　　　　　　　　　　　　　印  　令和　　年　　月　　日付で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 | | | | | |
| 水素供給設備の概要 | 名　称 |  | | | |
| 住　所 |  | | | |
| 交付請求額  ※計算シートで算定 | 円 | | | | |
| フリガナ |  | | | 名義人との関係 | |
| 口座名義人 |  | | | 本人　・　他（　　　　　） | |
| 金融機関名 | 銀行　農協　郵貯銀行  信用金庫　　信用組合 | | | | 本 ・ 支店 |
| 口座種類 | 普通　・　当座 | | 口座番号 | |  |

※添付書類：交付額計算シート

充填実績報告書

営業時間延長実績報告書

様式第８号（交付要綱第12条関係）

令和　　年　　月　　日

（補助事業者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議

会　長　　佐藤　直樹

福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金確定通知書

令和　　年　　月　　日付で交付決定通知した補助事業について、令和　　年　　月　　日に提出のあった福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金事業実績報告書兼補助金交付請求書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第９号（交付要綱第13条関係）

令和　　年　　月　　日

福岡県水素グリーン成長戦略会議

会長　佐藤　直樹　　殿

申請者　　住　所

企業名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金

概算払請求書

令和　　年　　月　　日付で交付決定通知のあった補助事業について、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第13条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　補助金概算払請求額　　　　　　　　金　　　　　　　円

２　請求金額内容

　　　補助金交付決定額　　　　　　　　金　　　　　　　円

　　　今回請求額　　　　　　　　金　　　　　　　円

残　　　　　　額　　　　　　　　金　　　　　　　円

３　概算払いを必要とする理由

４　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 名義人との関係 | |
| 口座名義人 |  | | 本人　・　他（　　　　　） | |
| 金融機関名 | 銀行　農協　郵貯銀行  信用金庫　　信用組合 | | | 本 ・ 支店 |
| 口座種類 | 普通　・　当座 | 口座番号 | |  |

５　添付書類

・水素充填実績報告　　・水素燃料代の領収書等の写し

・交付請求書計算シート

・営業日・営業時間等報告書

・その他交付請求額の根拠書類と会長が認めるもの

様式第10号（第18条関係）

年　　月　　日

福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金に係る

消費税の額の確定に伴う報告書

福岡県水素グリーン成長戦略会議

　　　　　　　　会長　佐藤　直樹　殿

　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　代表者名

令和　　年　　月　　日付で交付決定のあった標記補助事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、福岡県FC商用車対応水素ステーション運営費補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（会長が確定通知書により通知した額）

２　補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額

３　消費税等の額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額

４　補助金返還相当額（３－２）

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。

２　課税事業者の場合であっても、単純に補助金の１０％相当額が仕入れに係る消費税等相当額としての減額等の対象額ではない。